

笹岡宏保先生による資産税特別研修

相続・事業承継実務研究会

特別講座

実務で確認しておきたい!!

資産税

重要

裁決事例・裁判例の確認



資産税の専門家である税理士**笹岡宏保**氏を講師にお招きし、  
資産税の実務処理を行う上での重要項目を、生きた事例をもとに解説いたします。

会場受講  
定員**50**名

紹介事例・申込は裏面をご覧ください。➤

資産税の実務を極めるためには、単に、法令通達等を精読したり、実務問答集等を確認しているだけでは解釈し切れない事例もあることはご高承のとおりです。そこで、このような資産税実務をより一層高度な実践の実務レベルに引き上げてくれるものとして、国税不服審判所が示した裁決事例を確認しておくことは非常に意義深いものであると考えられます。

研修会では、資産税に関する裁決事例(主に非公開とされている事例を中心として)のなかから、実務上、有益であると考えられる事例を厳選してご紹介することにします。

今回は、所得税法第64条(不動産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例)の中から、不動産の譲渡代金が回収不能となった場合の意義等について確認し、当該事項が争点とされた裁決事例からその実務上のポイントを習得します。

譲渡所得の回収不能に論点を絞った研修です。

講師

笹岡 宏保 氏



笹岡会計事務所 所長 税理士

1962年兵庫県神戸市出身。1981年関西大学経済学部入学。1983年大原簿記専門学校非常勤講師就任。1984年税理士試験合格。1985年関西大学経済学部卒業。その後、会計事務所に勤務(主に相続・譲渡等の資産税部門の業務を担当)。1991年笹岡会計事務所設立。現在、多くのクライアントの税務申告代理を行っている一方、各税理士会の「統一研修会」等の資産税講師、民間研修機関の講師として活躍している。

【主要著書】

『<相続税・贈与税>財産評価の実務』清文社／『Q&A 税理士のための税務判断実務マニュアル』清文社／『詳解小規模宅地等の課税特例の実務 重要項目の整理と理解』清文社／『これだけはおさえておきたい相続税の実務Q&A』清文社

2015 **11/18** 水 10:30-17:00

会場 [八重洲]

ビジョンセンター東京

受講料

会員(相続・事業承継実務研究会) : **無料** | 一般 : **特別価格 10,000円**

## 厳選! 紹介事例

### 1 所得税法第64条(不動産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例)の確認

### 2 上記に係る重要通達(所得税基本通達の確認)

### 3 裁決事例から学ぶ実務ポイントの確認

①債権放棄通知書による債権放棄が所得税法第64条第1項の規定に該当するか否か及び譲渡代金が回収できなかった事実の存否が争点とされた事例

検討裁決事例(平成14年6月27日裁決、福裁(所)平13第45号)

②破産手続開始決定の事実のみでは求償権行使不能とはならないが、破産債権者に対する配当可能性がないことが確実になった時点で求償権行使不能が生じた日と認めることの可否が争点とされた事例

検討裁決事例(平成20年4月21日裁決、大裁(所)平19第45号)

③不動産の譲渡に係る所得税の確定申告後、当該不動産の譲渡代金を100万円減額(本件減額)した場合に、本件減額は、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、譲渡代金の弁済を受けることができない場合に該当すると認められ、所得税法第64条第1項の要件を充足しているといえるから、同法第152条(各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例)に規定する更正の請求を受けることの可否が争点とされた事例

検討裁決事例(平成26年10月28日裁決、大裁(所)平26第22号)

#### 会場案内

## 八重洲

### ビジョンセンター東京

東京都中央区八重洲2-3-14 ケイアイ興産東京ビル 4F-7F,B1

TEL:03-3527-9841

JR東京駅 八重洲南口 徒歩2分・東京メトロ銀座線京橋駅 7番出口 徒歩2分



#### お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 **03-5539-3751**

HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

## 2015/11/18(水)「資産税重要裁決事例・裁判例の確認」申込書

参加者名[1] フリガナ

参加者名[2] フリガナ

E-mail

E-mail

事務所名

ご住所 〒

TEL

FAX